

国際法における個人と国家

——欧州人権条約における個人救済——

徳川信治*

目次

1. はじめに
2. 国際法における人権規範
 - (1) 人権規範の対世的・普遍的概念
 - (2) 国際社会における人権文書と国家
 - (3) 国際人権実施機関の実施措置と国家意思
3. 欧州人権概念と個人救済
 - (1) 欧州公序概念と人権
 - (2) 法的救済における人権規範と国際法規範
 - (3) 小括
4. まとめにかえて

1. はじめに

現代国際社会は、依然として主権国家を主体たる構成体とする社会である。現代国際法の特徴のひとつである人民の自決権の尊重の登場により、国際社会はこれまでにないほど多様な国家群をその構成体に抱え込んだ。したがって国家の同質性が確保できない現代では、暗黙裡の規範形成は困難となる。だが、現代国際法は、国際社会の発達段階に対応するようにその普遍的価値をなお維持する。その主要な要因の一つは、国際法の出自を西欧法文化に求めながらも、法として中立性をもった外観を整えつつ、規範群を国家に提供してきたことによる。さらにその法規範群も一律の適用

* とくがわ・しんじ 立命館大学法学部教授

が求められた訳ではない。その法規範は、条約という手段を利用しながら、国家間の合意に基づき変更を可能とするものとされ、そのため各国家は、法規範群を取捨選択し、都合のよい解釈を、そして新たな規範の創出を行ってきた。このように国際法規範に対するその裁量が各国家に広範に認められるため、後発の独立国にとっても、既存の国際法は受け入れ易いものであった。しかしながら、規範の幅を広範に認めることは、規範の普遍性を確保できたとしても、一体性を確保することを困難にする。

ところで、現代国際法上の基盤構造となる武力行使禁止原則と人民の自決権の尊重は、国家の実力そのものを相対化する形で修正されてきた。この人民の自決権に立脚した国家主権尊重と主権平等原則の樹立は国家の多様化を促しつつも、国際社会は国際社会の組織化、国際公序（国際社会の一般法益）の維持にとって必要とされる限りにおいて主権平等原則に適合しない制度（国連による集団安全保障等）を産み出し、これによって公法的思考・垂直的思考を導入した。しかしながら、現代国際社会の急速な変化には十分に対応し切れていないことが指摘される。冷戦後、かかる事態の解決方策として、とりわけ人権を核とした国際法の「憲法」秩序化が唱えられている¹⁾。かかる人権規範そして個人の位置の国際法上の変化について、その核となるのは人権条約における実施過程の営みである。本稿では、人権規範を公序として取り扱いつつ、規範の発展が行われている欧州人権条約を扱う。そこでは、人権規範全般と国際公序に関する議論を整理した上で、その具体的実施過程につき、人権侵害の被害者個人の救済に関する権利の実現に関する欧州人権条約の動きについて検討をし、人権規範と現代国際法の一定の整理を試みたい。

1) さしあたり、最上敏樹「国際立憲主義の新たな地平」法律時報85巻11号（2013年）6頁以下参照。

2. 国際法における人権規範

(1) 人権規範の対世的・普遍的概念

人権規範の国際法における位置づけに関わり引用されるのが、バルセロナ・トラクション事件判決である。国際司法裁判所は、国際法上の義務に性質区別があるとし、「国際社会全体に対する国々の義務と外交的保護の枠内で他国に対して生じる義務との間には本質的な区別が立てられるべきである。前者は、その本性からして、あらゆる国々の関心事である。問題となる権利の重要性に鑑み、あらゆる国が、当該権利の保護されることに法的利害関係を有しているものとみなされる。問題となる義務は、対世的義務 *obligations erga omnes* である。」²⁾ と判示した。さらにこの判決傍論には、次の文言が続く。

「かかる義務は、例えば、現代国際法において、侵略行為及び集団殺害行為に対する法益剥奪から、また人間の基本的権利に関する原則および規則——奴隷制度および人種差別に対する保護を含む——から生じる。これに対応して保護を行なうある種の権利が、一般国際法に統合されるにいたった（ジェノサイド条約留保事件）。他の例は、普遍的ないし準普遍的な性質をもつ国際文書によって与えられる。」³⁾

普遍的義務の概念の登場は、相互主義的な義務では収まることのできない、武力行使禁止原則や人民の自決権を大きく毀損する侵略行為の存在と密接に関連する。ただ、この文言に「人間の基本的権利に関する原則および規則」が示されることによって、人権に関する保護法益は、対世的かつ普遍的な義務として語られるようになった。

この流れは、国連を中心に数多くの人権文書が策定され、ジェノサイド

2) Barcelona Traction, Light and Power Company, Limited (Belgium v. Spain), Judgment of 5 February 1970, Second Phase, *ICJ Reports* 1970, p.32, para.33.

3) *Ibid.*, para.34.

条約留保事件を契機として、人命の尊重が国際社会に萌芽しつつあることが示されたことを受けたものである。さらに、相互主義的な義務関係を越える概念として人権規範をとらえる素地が示されたものといえる。また、人権規範そのものが、相互主義的な義務関係を機能させることが困難な規範であることの証左でもある。一般に人権問題は、その侵害行為が発生したとしてもその侵害国領域内で完結するため、外交的保護権発動の事情など国際関係に影響を及ぼさない限り、基本的に他国は無関心なのである。

人権が判決傍論ではあれ言及されたことによって、その後、アブリオリに人権尊重が普遍的義務であるという観念が広く支持されるようになったことも理由のないことではない。しかしながら、岩澤教授は、現在の理論的状况下において対世的義務に関する議論に混乱が生じていると指摘する⁴⁾。問題なのは、人権規範は依然としてその多くが条約を基礎におき、条約当事国全体に対して負う義務であり、当事国対世義務 (*obligations erga omnes partes*) である点である。

そもそも、国際社会「全体」に対して負う義務を観念した場合、その持つ意味は論理必然的に慣習法上のものとは言えない。多数国間条約という特別法の問題としてもとらえることも可能であるからである⁵⁾。引渡か処罰かの義務事件では、拷問禁止条約のある規定を当事国対世義務として国際司法裁判所はとらえた⁶⁾。

こうした非相互主義的性格を保持する多数国間条約体制が成立することは、対被害国家に止まらず、条約加盟国全体としての共通の保護利益を考慮せざるを得ないという理論的枠組みを登場させることとなる。かかる国

4) 岩澤雄司「国際義務の多様性」中川淳司他編『国際法学の地平』（東信堂、2008年）140頁以下。

5) 多数国間条約は、二辺的・相互主義的関係にとどまらないし、そうした条約における義務は、義務違反が条約システム当事国全体に対する違反を構成できるという意味では不可分性を有している。それは、集団安全保障体制を採用した国連はまさしくこれを意味するであろう。

6) Questions relating to the Obligation to Prosecute or Extradite (Belgium v. Senegal), Judgment of 20 July 2012, *ICJ Reports* 2012, para.68.

際社会一般（ここでは多数国間）の法益保護という観点の登場は、当事者である各個別国家の意思とは離れた、あるいは意思を制約する国際法規範の基礎を提供することとなる。かくして国家意思を実現しうる道具としての国際法という形式主義に制約が加えられ、国際法の実質に焦点が当てられるようになったといえよう。

そもそも対世的な価値を登場させた国際社会は、単一の原子論的な社会としてではなく、「価値の共同体」として把握される⁷⁾。かかる国際社会は、その営みを通じて国際法の階層性議論の一つとしてあげられる強行規範を産み出してきた。強行規範は、諸国及びその人民の生存そして最も基本的な人間の価値を脅威にさらすため容認できない行為を禁ずる実体規則として把握される。とりわけ、人権に関して言えば、「強行規範と人権とはまず切り離せぬ関係にあり」、「人権と強行規範を同時に思い浮かべることは、ほとんど自然な知的反射作用」である⁸⁾と主張されるようになった。2006年コンゴ対ルワンダ事件判決において国際司法裁判所は、強行規範の存在（ジェノサイド禁止規範）を認め⁹⁾、国連国際法委員会は、自決権、奴隷制、拷問の禁止などを一連の強行規範としてあげた¹⁰⁾。こうした人権（の一部）を国際法秩序の中核的な位置を占める旨指摘したことは、政治機関による行為に対する人権という制約事由を明らかにしたばかりではなく、政治的機関に対する司法統制の潮流を秘めているといえる。

(2) 国際社会における人権文書と国家

1948年世界人権宣言採択以降、世界規模のあるいは地域的、もしくは特定の人権を扱う多くの人権文書の登場とその実施の蓄積は、もはや国際法

7) 古谷修一「イデオロギーとしての『国際共同体』」大沼保昭編『国際社会における法と力』（日本評論社、2008年）159頁。

8) Andrea Bianchi, "Human Rights and the Magic of *Jus Cogens*," *EJIL*, Vol.19, No.3 (2008), pp.491, 495.

9) *Armed Activities on The Territory of The Congo*, *ICJ Reports* 2006.

10) *ILC Yearbook*, 1966 II, p.248.

が法的埒外としての人に対する規制手段の意味しかないとする考えを放逐した。第二次世界大戦後の現象は、人権が平和と安全保障、経済的繁栄および社会的衡平の促進と不可分の一体を成すものであることを示しており、そのことが長年の国連活動の中で裏付けられ、諸国家は、人権尊重が政治的安定と社会経済的進展にとって前提となることを認めざるを得なくなった¹¹⁾。かかる動きは、人権保障を従来の国内管轄事項としての枠組みから、国際関心事項への転化を容易にさせたのである。

かかる法益保護のための国際制度は、加害国・被害国関係の調整という共通課題解決のため設立される条約体制であったとしても、それに止まらず、条約締約国全体の一般法益の実現を根拠に、より抽象度の高い目的の実現を志向するものとなる。さらにそれぞれが、目的実現のため、法的強制力に差異はありつつも、紛争解決機能を持つとすれば、その実体規範そのものを検討するとともに、その処理そのものがいかなる形で行われたかという点に焦点が当てられるべきと言わざるを得ないであろう。

そうだとした場合、かかる問題の根底にあるのは、こうした規範や紛争処理に潜んでいる実現されるべき利益が対立しているところにあり、現実にはその問題について各国家間の意思の対立のみならず、その国内においても一致した国家意思形成を得られていないこと、さらに、加盟国と国際機構（紛争処理機関）との間にその規範認識に関する対立も存在することにある。それは紛争処理機関が創出する規範の増殖¹²⁾の下で対立が表面化する。これに対する調整は容易ではない。その中には法的拘束力を持つ裁判所機能を持つものや、他方で勧告的な機能でしかないものもある。いずれの場合においても、他の条約規範との抵触のみならず、慣習国際法規範との抵触問題を孕む危険性をももっているのである。

11) UN Doc. A/51/950, para.194.

12) もともと曖昧さを持っていた規範の中に明確性が差し込まれる、あるいは、別の基準が設定されることがある。さらに、規範そのものにおいて、明確な基準を示すことなく、曖昧さを有する状態での基準も増殖している。そのことによって、後の慣行による基準の変化・拡大の予測不可能性は深まることとなる。

(3) 国際人権実施機関の実施措置と国家意思

国際社会は、人権条約を策定してきたが、それは人権基準の策定に止まらなかった。人権条約が個人に関する権利やそれに対する国家の義務を直接定める以上、論理的にいえば、この義務違反に伴い国家が国際責任を負い、被害者個人の救済を、国家を法主体とする国際法自身が何らかの形で用意せざるを得ない。しかし、国際法が国家間の法である以上、既存の法規範が障害となることもあり、それをどのように除去できるのか、あるいは除去できない場合にはどのように論理的な説明を行うのが問題となる。

人権条約は、第一義的には各締約国の国内で人権実現及び救済を完結させることを予定する。しかしながら、それが達成できない場合に備え、各条約にはその対象となる人権に対応する国際制度、実施機関（委員会あるいは人権裁判所）を整備した。この実施機関の構成員は締約国国家とは独立した専門家であって、また各実施機関が独立して機能する。現在では各実施機関が相互関連しながら、各国家の人権実現の補完機能を果たすようになってきている。それは、国際社会からの人権の国内実現への関与であり、国際法規範の国内法への浸透作用を示すものである。しかしながら、その浸透作用は、人権の実現のその手段ではなく、実現の結果のみを要求するレベルに止まるものであって、国家の広範な裁量の余地を残し、必ずしも具体的な措置を明確にするものとはいえないものであった。

人権条約はまた、国家の多様性を背景にその遵守の普遍性を確保しようとし、人権条約の実施措置を多様に用意した。その措置の選択性を国家に提供することを通じて、人権条約への参加を、つまり人権保護義務の国際的引き受けを容易にしてきた。これによって、保護義務の引き受けの時間的猶予を国家に制度的に許容していたのである¹³⁾。このように人権条約がその対象とする人権に対応して国際実施制度の仕組みを用意したこと自

13) もし何らかの事情で人権条約に加入しつづも、すべての人権実施義務を負いたくない場合には、留保制度を活用して自らの義務履行を延期させることができる。

体、国家による当該人権に対する考え方を如実に現しているものに他ならない¹⁴⁾。国家の条約義務引き受けによる、国家主権の縮減・国家の裁量の余地につき、自国の事情に合致する方法の選択を認めているのである。

事実、国連が策定した人権条約の国際実施機関は、条約遵守を促進するため、「建設的対話」を主たる目的とする報告書審査を中心とする活動に止まる。この機能は、国際実施機関が、締約国内における人権状況に国際義務との齟齬を発見した場合に、当該締約国は国際社会に対してこれを説明する必要があることを共有化することによって、規範適合的な秩序を形成しようとするものである。つまり説明責任を国際社会に対して果たし、その理解を求めるという締約国の自主的な営みを期待するものであった。

その活動は、「規範あるいは人権状況の維持機能」が締約国の共同の責務として最低限意識されていることを前提とする。国際基準との適合性が自国内で満たされうると自覚する限り、締約国は人権条約に加入し、その遵守を約束するという行動様式に依存する構造である。条約締約国が意識したレベルを越える機能を実施機関が有する、あるいは積極的に果たして、締約国の義務内容を強化しようとする場合には、国際社会の分権的構造を反映して、締約国は脱退などの消極的反応を示し¹⁵⁾、個々の締約国に条約解釈権があるという伝統的な理解をむき出してくることになる。他方、共同の責務としての自覚が国際社会（当事国間）にどれだけ存するかは、その説明責任の認識度にも影響を与え、強いては人権条約の一体性の確保にも影響を与えることとなる。

14) しかしながら、これまで個人通報制度を有していなかった人権条約に、個人通報制度を導入する選択議定書が追加されるようになっており、権利実現に対する高まりとともに、国家の国際的な義務履行に関する選択肢は狭まりつつある。

15) かくして脱退条項のない自由権規約から北朝鮮は脱退を宣言し、トリニダード・トバゴは自由権規約委員会の個人通報に関する管轄の処理を不服として自由権規約選択議定書から脱退した。しかしながら、かかる態度は強い批判を浴びることとなる。参照、薬師寺公夫「国際人権法の解釈と実施をめぐるわが国の課題」法律時報80巻5号（2008年）32-33頁。同「自由権規約と留保・解釈宣言」桐山孝信他編著『転換期国際法の構造と機能』（国際書院、2000年）264-266頁。

その国際実施手続きのうち、国際実施機関による国家間通報制度や個人通報制度は、報告書手続きとは異なり、当該締約国の自主的な意思に基づいて処理されるものではない。その意味では実施機関の自立的活動が期待されうる制度である。しかしながら、その活動には、実施機関の公平性・中立性が期待されることとなるが、国家側からすればこの言葉は実施機関による非介入的態度を期待しているのである¹⁶⁾。とはいえ、例えば、国家間通報制度は、自国民が被害者であって自国法益が侵害された場合に限定されず、人権条約批准国間において人権状況の客観的確保を目指した国際制度を維持させるためのものであった。その制度の維持には、国際人権秩序の公益的立場に立って、締約国が制度利用することが期待されていたのである¹⁷⁾。当事国間対世義務（obligations *erga omnes partes*）を具現化するこうした位置づけは、選択的な制度であったとしても、人権規範の基準の国際化・普遍化を、手続的側面から後押しするものであったと言えよう。しかしながら、自由権規約を始め、多くの人権条約において、深刻な人権侵害があったにもかかわらず、これを利用する実態がほとんどないのが実情であった。

他方で、国際実施機関による条約解釈は、発展的解釈といった緩やかな解釈手法が採用され、実施過程の中で規範創造機能が生じている。その解釈手法は、条約策定における国家意思による国際義務の取捨選択を通り抜け、目的実現の最大化を図るものである。つまり、条約策定目的に対する国家意思を重要視し、その制約をかけることになる個別規定を最大限制約しようとするものであった。国際実施機関は、条約を「生きる文書」とし

16) 例えば、国際人権規約起草過程において、人種差別撤廃条約の専門家委員会の設立を先例として、実施機関を専門家委員会とする提案に対して、その公平性が担保できないとしてソ連・東欧諸国や途上国は反対であった。それはこの審議の前に行われた、南西アフリカ事件に関する国際司法裁判の判断に対する不満を反映したものであった。参照、外務省国際連合局社会課『国際人権規約成立の経緯』（1968年）204-205頁。

17) 高野雄一『国際社会における人権』（岩波書店、1977年）346頁。

での位置づけを明確にしてその人権の最大化を図ってきたのである¹⁸⁾。こうした解釈そのものは、条約目的に基づいて解釈を行う以上、国家意思を逸脱した間違いであるとは言いきれない。しかしながら、当時想定されていない状態、あるいは目的実現に存する実施の限界性を踏まえて作成された文言に対し、それを突き破ることになるとすれば、締約国にとってみれば脅威となる。

こうした国際機関による国際法の浸透作用の積極的な活動は、当事者主義に基づく合意による規範形成を超え、価値共同体全体の法益保護という観念を強化するものとなっている。その実現の試みは、欧州人権条約の実施過程において広く見られる。

3. 欧州人権概念と個人救済

(1) 欧州公序概念と人権

人権と他の国際法規範との関係は、人権実施過程が豊富化していた欧州において取り上げられてきた。その際に、地域的な公序として欧州公序概念が指摘され、人権規範の明確化や拡大が行われてきた¹⁹⁾。

ボスボラス事件²⁰⁾では、国連安保理決議を実施する EC 規則を直接適用してとった非裁量的な国内法措置に対して欧州人権条約との適合性が争われた。この事件は EC 加盟国である欧州人権条約締約国の人権尊重義務を根拠として EC 規則の間接審査の可能性を問うた事件であったが、「(人権) 条約は条約上の権利が引き続き保障されるのであれば、国際機構に権

18) もともとは、欧州人権条約に実施過程で生まれたものであったが、自由権規約など国連の人権条約にも影響を与えている。

19) 参照、薬師寺公夫「人権条約に付された解釈宣言の無効」立命館法学1990年2号210頁以下。

20) Bosphorus Hava Yollari Turizm Ve Ticaret Anonim Sirketi v. Ireland[GC], Application No. 45036/98, Judgment of the European Court of Human Rights (ECtHR) of 30 June 2005, (2006) 42 EHRR 1, p.107 et seq.

限を委譲することを排除していない。したがって、構成国の責任はこの委譲の後にさえ継続する」というマシュー事件判決²¹⁾を引用しつつ、人権条約締約国は、欧州人権条約1条に基づき、法的義務の結果として国家機関のすべての行為に責任を負うとし、欧州人権条約の定める人権の保護が明白に不十分な場合には「欧州公序の憲法的文書」である人権条約の義務がEC規則に優先すると判示されたのである²²⁾。

しかしながら、欧州人権条約の「同等の保護」という発想によってその限界が定められ、完全なる優位性が認められた訳ではなかった。国際の平和と安全の維持という極めて重要な使命に基づく安保理の強制行動に対し、安保理の究極的統制権を認めていると考えられる²³⁾。かかる理論的枠組みは、これに地域の人権条約の遵守義務を国連憲章の義務に上回る効力を持たせることに躊躇していることを現しているようにも思われる。

他方で、ナダ事件判決^{23a)}や自由権規約委員会によるサヤディ事件²⁴⁾見解は、国連憲章103条に基づく憲章義務の優先性についても、国連の人権促進の目的、国連の目的と原則を尊重する安保理及び加盟国の義務によって内在的制約が存在することを示唆した。これは、人権条約にも優先すると考えられた憲章第7章上の安保理決議においても、その実施を求められた加盟国によってとられる措置に対して人権条約上の制約が及ぶという見解を示したのである。かかる判断を示した判決や見解は、強行規範概念に

21) Matthews v United Kingdom [GC], Application No. 24833/94, Judgment of ECtHR of 18th February 1999, (1999) 28 EHRR 361, para.32.

22) Bosphorus Hava Yollari Turizm Ve Ticaret Anonim Sirketi v. Ireland[GC], pp.157-158, paras.153-156.

23) 薬師寺公夫「国連憲章第103条の憲章義務の優先と人権条約上の義務の遵守に関する覚え書き」芹田健太郎他編『講座国際人権法第4巻 国際人権法の国際実施』（信山社、2011年）42頁。

23a) Nada v. Switzerland [GC], Application No. 10593/08, Judgment of ECtHR of 12 September 2012.

24) Nabli Sayadi et al. v. Belgium, Communication No.1472, UN Doc. CCPR/C/94/D/1472/2006, paras.10.6-10.7.

訴えるのではなく、人権条約上の義務履行や国連憲章の内在的制約論といった対象となる条約構造の論理の枠組みの範疇で、人権尊重義務を語ろうとしている点で注目に値する²⁵⁾。とはいえ、それは、国際の平和と安全の維持という国際共同体の最も基本的な価値を損なうことなく、人権尊重をいかに織り込んでいくかという国内の統治に関わる問題に似た状況を想起されることになったと言える。この点において最も問題となるのは、国際法上の人権侵害に対する個人救済の考え方である。

(2) 法的救済における人権規範と国際法規範

(i) 裁判を受ける権利・効果的な救済を受ける権利と国際法規範

今日では人権侵害に対する事情は、大きく変化しつつある。国際社会において大規模人権侵害に対する批判は、侵害行為に対する国家への批判や加害者個人の刑事処罰化に止まらず、現在ではさらに人権侵害に対して民事的救済の道が模索されている。

そもそも人権条約において被害者個人が国家機関の前で効果的な救済を受ける権利あるいは効果的な救済を付与する国家の義務が明示されるが、国際法そして国際社会は、重大な人権侵害の被害者に対して必ずしも親和的ではなかった。国際法は、第一義的には国家間の権利義務を規律するものとして認識され、「国民個人が、他の国又はその国民の行為によって損害を被った場合に、直ちに国際法を根拠に被害の回復を図ることはできないし、また、条約が締結され、発効しても、その条約の内容が直ちに私人間又は私人と国家との法律関係を規律する裁判規範になるということもで

25) 岩澤教授は、国連憲章103条に基づき、憲章第7章に基づく安保理決議の、他の規範に対する優位性を示唆することを否定し、安保理は国連憲章24条に基づき、「国際連合の目的及び原則に従って行動」することが求められており、国連憲章が1条3項その他において人権尊重を謳う以上、加盟国はその尊重義務があるとし、人権規約の制約事由に該当するか否かが検討されなければならないとした。Individual opinion of Committee member Mr. Yuji Iwasawa, Nabli Sayadi et al. v. Belgium, Communication No.1472, UN Doc. CCPR/C/94/D/1472/2006, p.34.

きない」し、「既に奴隷制度を禁止する国際慣習法が確立していたと認める余地はあるにしろ、さらにそれを超えて奴隷制度による被害に遭った個人の加害国又は加害私人に対する損害倍諸請求権を根拠づける規定」がないとして、被害者が国際法を根拠とすることはできないとされてきた²⁶⁾。かかる説示は、国際法が被害者個人を救済する規範とはなり得ない伝統的枠組みを提示したに過ぎない。かかる枠組みの下、実際には当時の冷戦構造や被害者所属国家の人権に対する関心の低さも加わって、人権基準の策定など人権保障が国際的に議論されてきたにも関わらず、被害者への救済そのものは国際関係の中に埋没させられていた。

しかしながら、1990年代の冷戦構造の崩壊は、旧ユーゴスラビアやルワンダの紛争のような、重大な人権侵害を国際社会の大きな関心事項とさせた。これに国際社会は対応を迫られ、犯罪人の処罰さらには被害者の救済の問題が取り上げられるようになった。この流れは、国際人権法あるいは国際人道法上の重大な違反によって被った被害者個人は、救済を受ける権利があり、加害国は賠償を行う義務があるという理論的發展を後押ししたのである。これに関して、国際社会の一般法益概念の発展とも密接に関わっていることも見逃せない。1980年代以降の国連人権小委員会において検討されてきた「人権と基本的自由の重大な侵害を受けた被害者の原状回復、賠償及び更正を求める権利」は、2005年に「重大な国際人権法、国際人道法違反の被害者が救済及び補償を受ける権利に関する基本原則及びガイドライン」²⁷⁾として結実した。これはあるべき法としての立法的側面が強く出ているものの、国際社会が個人レベルにまで国際規範を拡大し、正義の実現に向けて進むものであった。

確かに、欧州人権裁判所や自由権規約選択議定書に基づく個人通報手続きでは、条約上の人権侵害に関する認定が行われる。その際には単なる条

26) 西松建設事件広島高裁判決、2004年7月9日、判時1865号62頁。

27) UN Doc. CN.4/2005/L.10/add.11.その後国連第三委員会及び総会において、投票に付されることなく採択された。UN Doc. A/60/PV.64.

約違反の認定のみならず、個人の効果的な救済を受ける権利を意識し、必要とあらば具体的な措置を講じることを要請する。かかる動きは国家の国際責任の枠組みが国家間関係においてのみ救済を完結することに対しての適切性を問うものとなろう。無論これは多数国間条約によるものであって、これが条約から離れ普遍的なものとして理解できるかどうかは問題となるところである。国際司法裁判所は、ラグラン事件判決²⁸⁾などでは、従来個人の権利の承認が想定されなかった領事関係条約において、文言解釈から個人の権利を導き出し、個人の権利の承認が国際法上想定しているかのようなのである。古谷修一教授は、冷戦後に国際人道法違反の被害者に対しては、補償を受ける権利を有するという原則が現行法上の領域に移行しつつあることを指摘する²⁹⁾。

救済を受ける権利が独立した存在として認められるとしても2つの点で問題となるところである。一つは、救済を受ける権利は、その権利援用者がある侵害行為を受けること、つまり事前に違反行為が存在することが重要である。もう一つは、救済を受ける権利の属性であるが、この権利は、救済を求める手続きの法的完備が求められる。その意味では、一般に従前に定めのある国内法に依存する。しかしながら、加害国の手続きにおいて十分に補償されることは少なく、さらに被害者本国における国内法による実現は、国際法上の主権免除規則の援用等によって十分に機能するとは言えない。そのため、国際手続きの完備が求められるが、これは条約によって完備されるのが通例である。一方、国内法上の手続きであれば、国内法規則に準じて行われることとなるため、国際法において認められる権利がいかなる形で保障されるかは自明のものとはならない。権利の実現が必然的に国内法に依存するが故に、その手続き上の様々な制約を国家の裁量の

28) LaGrand (Germany v. USA), *ICJ Reports* 2001. 参照、薬師寺公夫「国際司法裁判所における個人の権利の認定とその法的効果に関する覚書(1)」立命館法学2014年3号、315頁。

29) 古谷修一「国際人道法違反と被害者に対する補償－国際的制度の展開」ジュリスト1299号(2005年)64頁。

範囲として認めつつも、国際法上の基準によっていかに制約することが可能であるのかは、問題となる。

(ii) 裁判を受ける権利と主権免除

被害者救済という事後的救済手続きに関しては、他の国際法規範、特に主権免除との関係において調整が求められる。アル・アドサニ事件ではクウェートでの拷問行為を受けた被害者が英国国内裁判所においてクウェートを相手取り損害賠償を求めた事件で、クウェートは伝統的な国際法規範の一つである主権免除法理を援用し、これを英国裁判所は認めたため、これが裁判を受ける権利を侵害したとして欧州人権裁判所に申し立てられた。これに対して、欧州人権裁判所は、拷問禁止という規範そのものに留意しつつ、「拷問禁止の圧倒的重要性に対する認識の深まりに留意しつつも、それによって法廷地国外でなされた拷問に関して国家は免除を享有しないという命題が国際法上受け入れられたことが確立しているとは認定しない」³⁰⁾と判示した。その論理は、裁判を受ける権利の保障は、実体的権利の問題であるが、手続規範たる免除法理を排除することはできないというものであった。しかしながら、本件は単なる裁判を受ける権利の保障を求めるものとは認識されてはいなかった。なぜならば、当該申立人のその侵害が拷問禁止という強行規範と目される国際法規範に抵触したものであったからである。「拷問禁止に関する強行規範と国家免除規則との相互作用により、国家免除という手続法上の制約は、本事件では自動的に破棄される。というのも、国家免除規則が階層的に高次の規則に抵触するたためにいかなる法的効果も有せず自動的に取り除かれる。」³¹⁾という共同反対意見も、この点を指摘したものであった。国際法上の中核をなす実体規範

30) Al-Adsani v United Kingdom [GC], Application No. 35763/97, Judgment of ECtHR of 21 November 2001.

31) Ibid., p.112, para.3. Joint dissenting opinion of J. Rozakis & Cafisch joined by J. Wildhaber, Costa, Cabral Barreto & Vajic.

の違反に対する救済を手続規範が失わせるものであったのである。このことは、実体法と手続法との関係だけではなく、人権の保持主体である個人と、裁かれる側であって旧来の国際法主体である国家との対立構図として現れ、人権規範のうち中核である規範と国家主権尊重との調整が求められたことを示唆するものであった。

国連国家免除条約や欧州国家免除条約は、不法行為責任に関し、主権免除法理を援用することができない旨の規定を置いている。とすれば、国家の不法行為からの個人の救済に重点が置かれれば免除の範囲は制限されることとなる。不法行為責任の場合となる本件の場合にも適用される可能性もあるであろう。しかしながら、当該免除条約は、慣習法の実定化ではなく国際法委員会による漸進的発達部分とされ³²⁾、さらに法廷地国内において不法行為の全部又は一部が生じている場合であり、かつ、不法行為者が法廷地国内に所在する場合に限定される。個人の救済の必要性を認めつつも、不法行為地国法の適用が实际的であり最適な便宜法廷が不法行為地国裁判所にある点を重視したものである³³⁾。そのため、本件のような、たとえ拷問禁止規範違反であったとしても、外国における不法行為を当該条約の対象とするものではない。

拷問禁止規範と主権免除とが内容的に矛盾するとするならば、拷問禁止規範にはすべての裁判所によって当該禁止を履行することになる。しかし、現状ではそうした実行が一貫して存在するとまでは確認されていない³⁴⁾。国際司法裁判所も、逮捕状事件³⁵⁾において次のことを明らかにす

32) 薬師寺公夫「国連国家免除条約の起草過程及び条約内容の特徴」村瀬信也他編著『変革期の国際法委員会』（信山社、2011年）499頁。

33) 薬師寺教授は、不法行為による身体又は財産への侵害を受けた被害者の救済の必要性をも理由に挙げ、個人救済の必要性和不法行為地国裁判所の優位性のいずれに主要な根拠とするかによって非免除となる範囲が異なることを示唆する。本件に関する点でいえば、前述の制約がある限り、必ずしも突破できるものではない。薬師寺公夫「国連国家免除条約の起草過程及び条約内容の特徴」505頁。

34) Al-Adsani v United Kingdom [GC], paras.58-67.

35) Arrest Warrant of 11 April 2000 (Democratic Republic of the Congo v. Belgium), ICJ

る。すなわち、自国に対する他国裁判管轄権についての被告国家の同意の必要性は、被告国家が国際法の強制的な規範に違反しているという指摘によっても排除され得ない、ということである。さらにいえば、強行規範となる人権規範であったとしても、国際法上国家主権尊重法理の下では、国家の権利と個人の権利の国際法上の規範抵触の場合、現段階では依然として、人権は国家の権利と比して従属的な立場におかれるということとなる³⁶⁾。かくして規範階層論による人権の優位性は現段階では十分な支持を得てはいないことになる。

ただ本件で注目すべき点は、本事件は、事項的管轄の問題が焦点ではなかった点である。つまり、そもそも非当事国国家機関の領域外行為について欧州人権裁判所は管轄権を欠いているし、被害者国籍国も国家無答責のような実体法的要素をもつ責任の免除と主権免除のような手続き上の障害とを裁判を受ける権利の適用上区別することが可能であるのか明らかではないと薬師寺教授は述べる³⁷⁾。とはいえ法廷地国内における外国（非当事国）国家の不法行為に対しては主権免除が否定される可能性は残ることとなる。

(iii) 実体的権利の手続的義務（調査義務）と条約義務の時間的拡張

(a) 人権の継続的侵害

国際実施機関による人権条約の違反認定は、その条約有効期間内における行為に対して行われるのが通例である。しかしながら、実施過程において継続的侵害概念が登場し、条約発効前の行為についても、その行為が条約発効後も継続している限り、実施機関の管轄権の射程にできるとされて

↘ Reports 2002, Judgment of 14 February 2002, para.60.

36) Jones and others v United Kingdom事件において欧州人権裁判所は、アル・アドサニ事件判決多数意見を確認した。See, Jones and others v United Kingdom, Applications Nos. 34356/06 and 40528/06, Judgment of ECtHR of 14 January 2014.

37) 薬師寺公夫「国家免除との関係 国際法上の外国国家の民事裁判権免除と裁判を受ける権利の関係」戸波江二他編『ヨーロッパ人権裁判所の判例』（信山社、2008年）93頁。

きた³⁸⁾。しかしながら、管轄権の問題とは別に、条約上の義務を遡及させることが可能であるのかという問題は残る。そもそも条約発効前に生じた不法行為又は損害に対する救済措置を講じる特別の義務規定が存在しない限り、条約発効前の過去の問題に対して何らかの措置を講じる法的義務が条約上発生するわけではない。自由権規約委員会も、「継続的侵害とは、当事国による発効前の侵害を、選択議定書発効後の行為又は明確な含意によって確認したものと解釈されるべきである」³⁹⁾と述べる。このことは法的安定性を確保する観点から欧州人権条約の実行においても語られてきた⁴⁰⁾。

条約発効後の事象を理解するために、それに関連した条約発効前の関連事情が考慮される⁴¹⁾。ただ、条約発効日前の行為そのものは、条約違反を構成するものではなく、単に、その後の継続する状況の違反を判断するに際しての材料としての価値であるにすぎないとされてきた⁴²⁾。しかし起訴前拘禁等の期間の長さの合理性を判断するにあたり、条約発効前の事情（条約発効日ではなく拘禁開始日から起算）を考慮に入れる判断が行われて

38) かかる手法は、欧州人権条約や米州人権条約の実行においても見られ、また女子差別撤廃条約選択議定書 4 条 2 項(v)や障害者権利条約選択議定書 2 条(f)において明示的に取り入れられている。参照、拙稿「国際人権規約の実施過程における時間的管轄」国際法外交雑誌103巻1号(2004年)1頁以下。

39) E. and A. Könye v. Hungary, UN Doc. CCPR/C/50/D/520/1992, para.64.

40) De Becker v. Belgium, Application No.214/56, Decision of 9 June 1958, 2 Yearbook of the European Convention on Human Rights 214.

41) Hutten-Czapska v. Poland [GC], Application No. 35014/97, Judgment of ECtHR of 19 June 2006, paras.147-53; Kurić and Others v. Slovenia [GC], Application No. 26828/06, Judgment of ECtHR of 26 June 2012, paras. 240-41. 米州人権裁判所においても同様の見解である。裁判所義務的管轄権受諾宣言に付した、裁判所の管轄権を同宣言寄託日以降生じた事件に限定する旨の留保を根拠に抗弁した事案においてすら、被害者家族が所在を知った日が同日以降であったことから、同裁判所は管轄権を認めた。Blake v. Guatemala, Preliminary Objections, Judgment of July 2, 1996, Inter-Am. Ct. H.R. (Ser. C) No. 27 (1996).

42) Antoine Buyse, "A Lifeline in Time", *Nordic Journal of International Law*, Vol.75 (2005), No.1, p.75.

きた⁴³⁾。強制失踪事件がもつ複合的人権侵害性（被害者の運命又は所在の確認）といった、こうした条約発効前の事情を検討することが条約発効後の事情の検討に不可欠となる場合があるという意味において不遡及原則は修正を迫られることになる。継続的侵害概念は、事態の発生とその後の継続した事態との間に相互依存関係の性質を持ち、かつ、事態の中断のない継続を求めるのである。

ところが、それは実体的権利のうち、その侵害自体の時間的継続性のみを認めることに止まらず、誠実に調査する義務という手続的義務部分のもつ時間的継続性に着目し、この継続的侵害概念を拡大適用してきたのである。こうした手続的義務部分は、事実を被害者家族が知るという意味で、広義の救済を受ける権利の一部につながるものである。とりわけ欧州人権条約における救済を受ける権利は、その独立した意味を持ちつつある。実体規定と併せ読みで、実効的な救済を求める権利が単独で違反が認められる自律的な権利として、クドア事件判決⁴⁴⁾は認めた。かかる実効的救済を受ける権利の自律化や実体的権利の手続的義務の拡張は、人権侵害の事後的救済・司法的修復が重要な位置づけとなることを強調するものであった。その際に、欧州人権条約を「欧州公序」と位置づける立場が語られる。それは、歴史的な過去の大規模人権侵害事案に対する取扱いに対する救済の必要性を呼び起こさせ、救済を受ける権利を読み直し、その射程を伸ばそうとしているのである。

(b) 過去の重大な人権侵害からの正義の回復

過去の重大な人権侵害に対する救済については、侵害発生そのものが条約効力発生前の場合もあるため、時間的管轄の観点から問題となる。シリ事件判決では、継続的侵害に対する人権裁判所の時間的管轄に関して、法

43) Kalashnikov v. Russia, Application No.47095/99, Judgment of ECtHR of 15 July 2002, paras.114-121.

44) Kudla v. Poland [GC], Application No.30210/96, Judgment of ECtHR of 26 October 2000. 参考、申恵丰「実効的救済手段を得る権利」戸波他編、前掲書、150頁以下。

的安定性の観点から時間的管轄が限定されるとし、そのための2条件が示されていた。まず、実体的規定の実体内容が条約発効日前に侵害された場合には、発効後に存するその手続的問題のみが審査の対象となること、次に、実体的権利侵害と条約発効日との間に真正な連関があること、ただしもし条約の既定する価値が実効的に保護することを確保する必要性がある場合には、その限りではない、とし、手続的義務の独立性を認めたのである⁴⁵⁾。

スペインの内戦及び独裁政権下に起きた強制失踪事件が扱われたドラド事件⁴⁶⁾で人権裁判所は、調査、訴追及び処罰義務が、条約発効日以前に関連した継続的性格を有する違反に対して自律的な義務であることを認め、調査などの措置を国家機関が採ることが合理的に期待される⁴⁷⁾と判示した。ただ、シリ事件基準に基づき、人権裁判所も、時間的に際限のなく管轄権を持つとまでは認めず、法的安定性を侵害することなく、発効日前に生じた事案(殺害事件)に管轄を及ぼすためには、訴えの基礎を構成するものであって、条約発効後に存在する事実との因果関係を求めていたのである⁴⁸⁾。本件の場合、失踪時期と効力発生日との間に存する43年という長い時間的隔たりが、真正な連関を充足しないとされた⁴⁹⁾。十分な調査が期待できないことが明らかになった時点から不当な遅延なく申立てを行っているという相当な注意を申立人に求めたのである⁵⁰⁾。

こうした侵害の発生と決定的期日(条約効力発生日)との間の合理的な時間的長さを問題とする「真正な連関」は、ヴァルナヴァ事件判決による

45) Šilih v. Slovenia [GC], Application No. 71463/01, Judgment of ECtHR of 9 April 2009, para. 162.

46) Gutierrez Dorado and Dorado Ortiz v. Spain, Application No. 30141/09, Decision of 27 March 2012.

47) Ibid., paras. 33-34.

48) Ibid., para. 35.

49) Ibid.; Janowiec and others v. Russia [GC], Applications Nos. 55508/07 and 29520/09, Judgment of ECtHR of 21 October 2013, para. 141.

50) Gutierrez Dorado and Dorado Ortiz v. Spain, paras. 37, 41-43.

と、絶対的な基準ではないとしつつも、10年を超えないことが原則であることが示される⁵¹⁾。

さらにカチンの森事件等の第二次世界大戦中の人権侵害を取り上げたヤノビエツ事件では、人権裁判所は欧州人権条約の「条約の価値」概念をもってして、条約発効前10年を超えたとしても、この価値の保護のために必要とあるのであればその申立てが認められるとしたのである。これについて人道に対する罪など、まさに国際法上の重大な犯罪が念頭に置かれよう。しかしながら、人権裁判所は、条約上の義務としては、条約採択日（1950年11月4日）を遡る事案には適用できないとし、条約の時間的適用範囲に新たな限界をおいたのである⁵²⁾。

とはいえ、20世紀末に欧州人権条約に加入したロシアに対して、強制失踪の禁止にかかる判断においてこうした言及があったことが、条約それ自体の遡及効を認めたことを示唆するものであるとすれば、法的安定性を壊すことになりうる⁵³⁾。他方で、被害者の実情を考慮すべきとの批判もある。ドラド事件判決に対しては、36年に渡る独裁体制の存在という政治状況やその後も状況に対する考慮が行われていないとの批判もあった。その際最も批判されたのは、条約の実効性（国内的実現可能性）に関する当時の事情を考慮することなく、条約に基底する価値を真にかつ実効的な方法によって保護されなければならないとするその必要性に基づいて判断されるとする⁵⁴⁾自らの判断を無視しているというものであった⁵⁵⁾。ヤノビエ

51) Varnava and Others v. Russia, Applications Nos. 16064/90 et al, Judgment of ECtHR of 18 September 2009, para.166; Er and others v. Turkey, Application No. 23016/04, Judgment of ECtHR of 31 July 2012, paras.59-60.

52) Janowiec and others v. Russia [GC], para.151. これに対して、反対意見は、「条約の価値」というシリ基準を狭く解釈したものとであると批判する。

53) Janowiec and others v. Russia [GC] - Separate Opinions of Judge Gyulumyan and Concurring Opinion of Judge Dedov; Separate Opinions of Judge Wojtyczek, Margeš v. Croatia[GC], Application No. 4455/10, 27 May 2014, Judgment of ECtHR of 27 May 2014.

54) Gutierrez Dorado and Dorado Ortiz v. Spain, para.35.

55) Juan J. Garcia Blesa and Victor L. Gutierrez Castillo, "The Rights of the Victims of Past

ツ事件第 5 小法廷は、条約発効日より遡ること 58 年にも及ぶ（失踪から 70 年以上）失踪に関する親族の苦しみを考慮して、拷問禁止が行方を知るまでの継続性のある人道的性質を持つ義務として失踪者の調査義務がある旨示したのである⁵⁶⁾。その根底に、生命に対する権利より導き出される手続的義務とは異なる義務が拷問禁止に存在することを指摘しており、実体的権利によってこの連関に対する判断が異なることを示唆するが、この適切性についても問題となるところである⁵⁷⁾。

(3) 小 括

欧州社会において、欧州公序や条約の価値を語る議論は、国家の同意原則を乗り越える論理として存在感を増しつつある。当事国対世義務に止まらない、普遍的義務に通じたものを指し示しているといえるかもしれない。欧州公序や条約の価値の援用は、抽象的人権尊重の文言を、現代的に読み直しを行い、具体的な人権の尊重に向かわせるための打ち出の小槌のようにもなりうる。ボスポラス事件では欧州人権裁判所は、他の国際機関の動きを尊重しつつ、人権条約の法的空間を限定するなど適用領域の限定を行ってきた。しかしながら、主権事項に関わる事項に関して国内領域に止まる限りは、その実施が国際機構によるものであったとしてもそれを法的射程におくことそのものを否定することはなかった。さらに、法的空間という限定を置きつつも、時間的空間というタテの軸においてはその範囲を拡張させることに踏み込んだことも現れた。とはいえ、こうした裁判管轄権レベルでの時間的拡張をもたらす解釈は、人権条約において特有用意のものであるとは言えず、実際には国際司法裁判所をはじめとする国家間関係紛争における裁判では、通常に見られる現象であるとされる⁵⁸⁾。こうし

↘ Atrocities in Spain; Reparation without Truth and Justice”, 29 *Conn.J.Int'l L.* 227, p251 (2013).

56) Janowiec and others v. Russia, para.152.

57) Juan J. Garcia Blesa and Victor L. Gutierrez Castillo, op.cit., p252.

58) Rosalyn Higgins, “Time and the Law : International Perspectives on an Old Problem”, ↗

た国家間の紛争において適用される時間的把握手法を人権裁判所管轄に取り込むこと自体は訴訟理論レベルで成立しえる。他方、個人救済という実体的レベルにおいては大きいなる発展も見られるも、その限界も示された。法の遡及効を否定しつつ、手続的義務の拡張によってでは、条約策定前の事情にまでは射程におくことができないことが示された。広義の救済を受ける権利の現代的読み直しの中で過去の大規模人権侵害に対応することの難しさが現れている。

4. まとめにかえて

欧州人権条約は、自由と民主主義を標榜し、それを擁護するために設立された欧州評議会のもとで作成された人権条約であって、それは世界人権宣言に定める権利の若干のもの（自由権）の実施について、各個別国家に完全に委ねるのではなく、集団的实施という中で確保しようとするものであり、人権実施という国内的行為を国際場面に引き出したのである。また幾度となく行われてきた条約改正は、人権裁判所という国際実施機関による人権実現に関する判断権限を強化してきた。かかる積極的な司法活動ができるのは、その立脚基盤に国家間の同質性が担保されていることにあるといわれる⁵⁹⁾。かくして人権裁判所の営み（司法的判断）を通じて、欧州国際社会は、政治的機関による人権の実現を促進するという仕組みを構築してきた。

こうした司法機関と執行機関との協力した営みは、国内社会においては当然視されるが、現代でも分権的構造を維持する国際社会では必ずしも容易ではない。しかし、伝統的国際法下で見られた「むき出しの力」による実効性は逡減していることは疑いない。それは大国といえども、自らの主張に説得力を持たせるためには、「国際法に依拠した正当化の努力」を尽

↘ *ICLQ*, Vol. 46, No. 3 (1997), p. 503.

59) 外務省国際連合局社会課, 前掲書, 273頁。

くすことがますます不可欠となっている⁶⁰⁾。他方で、国家は法に依拠し、あるいは遵守して自らの行為を正当化するが、それに止まらない。つまり、人権の尊重に関する場合においても、国家は自国の利益をかけて主張や行為を行うのであって、そのためには、「法の力」を効果的に活用する。これは、法を静的なものとしてだけではなく、動的にとらえ、自らの行為を正当化するために法の再構成あるいは生成をもたらすのである⁶¹⁾。とすれば、国家利益・国家の実情に即する限りにおいて、国家は、人権規範を遵守するであろうが、合致しない場合には人権規範の遵守を求める国際実施機関とは対立することになる。米州では、米州人権裁判所が多くの人権に対する規範形成に大いなる発信を行っているが、これに政治的な機関が追従しているわけではないとし、そのことが、米州における人権保障の進展に困難を伴っているとされる。国際公序を利用した各締約国の規範選択の排除という司法化の動きは、規範の客観化・一体化を促進する上で重要であるが、その規範の柔軟性を奪い、人権実現に対する国家の態度を硬化させる可能性をも持つ。司法判断に対する過度の期待は、司法判断によって導き出された規範の実効性に疑念を生じさせることとなる。

バルセロナ・トラクション事件判決の有名な傍論は、1966年の南西アフリカ事件で法的権利・利益の欠如からエチオピアとリベリアの請求を拒けたことに対する国際社会の強い批判に対して、国際司法裁判所が信頼回復を図る動機を伴って導入されたと言われる⁶²⁾。欧州司法裁判所も、人権に関して司法的機能を発揮する契機は、人権の重要性を明確にしたと言うよりも、欧州共同体法に基づき判断する自らの権限に挑戦する国内裁判所に対する対抗から、自らの判例法の発展によって包含したとされる。それでは欧州人権裁判所の判例法の発展に締約国からの支持を得ているのであ

60) 小松一郎『実践国際法』(信山社, 2011年) 7頁。

61) 小松一郎, 前掲書, 9頁。

62) Iain Scobbie, "The invocation of responsibility for the breach of 'obligations under peremptory norms of general international law'," *EJIL*, Vol.13, 2002, pp.1208-1209.

ろうか。

英国は、人権裁判所によって導き出された規範に対して不満を表明しており、近年では人権条約からの脱退を示唆するようになってきている。また欧州評議会では、人権裁判所の動きに対して一定の制約をかけるような動きも見られたのである⁶³⁾。本稿で見た分野では、欧州人権裁判所は、過去の遺産に対する正義に対し、*ex gratia* としてではなく、法原則として一定の制約をかけた。少なくとも英国裁判所は、ここでみた内容を踏襲する判決を出している⁶⁴⁾。

依然として国家主権尊重原理は存続し、国家意思による規範形成過程は存続しているのであって、これを突き破ることは、国際法では、人権においても想定されてはいない。むしろ国家からすれば、自国の利益の実現を法益保護として活動できるようにするために、本稿で見た現象によって、問題への単なる選択の問題（単なる法技術的対処）としては把握できない、価値の選択を迫られることになる。かかる状況下で、紛争処理機関による価値選択に対し、いかに合意し、正当化を行うかという政治的緊張を伴うものとして常に把握される。そのため、国際実施機関は、国際社会における多様性の尊重と国際人権の普遍性・一体性の堅持という異なる要請の間にバランスを保ちつつ国際人権保障を促進する機能を期待されることとなるであろう。

* 本稿は科学研究費基盤(C) (研究課題番号：26380072) の研究成果の一部である。

63) The Brighton Declaration, High Level Conference on the Future of the European Court of Human Rights, April 20, 2012.

64) *Ndiki Mutua & others v. The Foreign and Commonwealth Office*, 5 October 2012, [2012] EWHC 2678 (QB); *Keyu and others v Secretary of State for Foreign and Commonwealth Affairs and another (Attorney General for Northern Ireland and others intervening)* [2015] UKSC 69; [2015] WLR (D) 487.